

裁判員裁判対象事件における録音・録画の実施状況

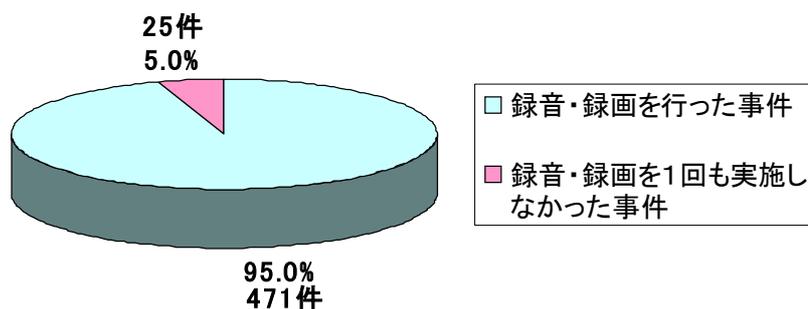
1 録音・録画を実施した事件数

平成24年5月から同年9月末までに報告があった事件（1448件）のうち、録音・録画を行った事件は、1247件（約86.1パーセント）で、録音・録画を1回も実施しなかった事件は、201件（約13.9パーセント）である。

このうち、裁判員裁判対象事件の罪名で公判請求した事件（496件）に限って見ると、録音・録画を行った事件は、471件（約95.0パーセント）で、録音・録画を1回も実施しなかった事件は、25件（約5.0パーセント）である。【図1】

【図1】 裁判員裁判対象事件の罪名で公判請求した事件の録音・録画実施率

対象事件の公判請求総数 496件



また、取調べの録音・録画を行った1247件のうち、検察官の取調べの全過程の録音・録画を行ったものは、565件（約45.3パーセント）である。このうち、裁判員裁判対象事件の罪名で公判請求した471件に限って見ると、全過程の録音・録画を行ったものは、246件（約52.2パーセント）である。

(参考)

検証で対象とした期間（平成23年9月から同24年4月まで）における録音録画実施件数は、1906件（約77.3パーセント）で、不実施件数は、559件（約22.7パーセント）であった。裁判員裁判対象事件の罪名で公判請求した事件（1005件）

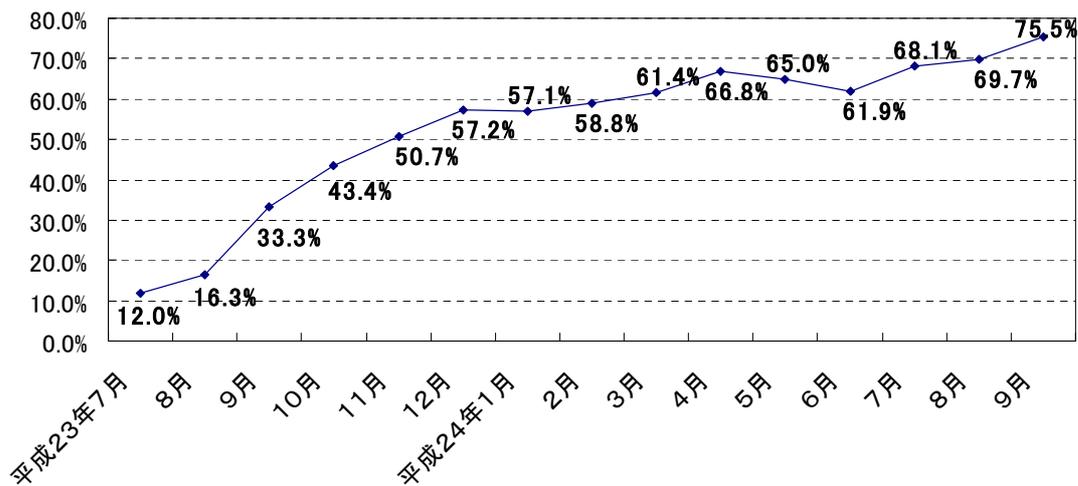
に限ると、実施件数は946件（約94.1パーセント）、不実施件数は、59件（約5.9パーセント）であった。

また、取調べの録音・録画を行った1906件のうち、全過程の録音・録画を行ったものは、399件（約20.9パーセント）であり、裁判員裁判対象事件の罪名で公判請求した946件に限ると、全過程の録音・録画を行ったものは182件（約19.2パーセント）であった。

2 取調べ時間と録音・録画時間との関係

平成23年7月以降、録音・録画を行った事件について、取調べ時間中に占める録音・録画時間の割合を月別に見ると、以下のとおりである。【図2】

【図2】 取調べ時間中の録音・録画時間割合



平成24年5月から同年9月末までに報告のあった取調べの録音・録画を行った事件（1247件）について、総取調べ時間に占める総録音・録画時間の割合を見ると、約66.2パーセントとなっており、1事件当たりの平均録音・録画時間は、約5時間11分となっている。

このうち、取調べの全過程を録音・録画した事件（565件）における1事件当たりの平均録音・録画時間は、約5時間21分であり、取調べの一部を録音・録画した事件（682件）における、総取調べ時間に占める総録音・録画時間の割合は、約52.5パーセント、1事件当たりの平均録音・録画時間は、約5時間3分となっている。

(参考)

検証で対象とした期間（平成23年9月から同24年4月まで）における録音・録画実施事件について見ると、取調べの全過程を録音・録画した事件（399件）における1事件当たりの平均録音・録画時間は約7時間12分であり、取調べの一部を録音・録画した事件（1507件）における1時間当たりの平均録音・録画時間は、約4時間21分であった。